

「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託仕様書

1 件名

「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託

2 要旨

この業務委託仕様書は、令和8年に開館予定の川口市立美術館（以下「美術館」という。）において、「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務を委託するにあたり、業務の実施等について必要な事項を定めるものである。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 川口市立美術館のコンセプト及びミッション

(1) コンセプト

**市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む
全く新しい文化芸術の創造・発信拠点**

▶ 市民が集い交流する

市民が集う新たな憩いの場として、誰もが気軽にアートに触れ、人と人とをつなぎ、多様な価値観が共生共栄する美術館とします。

▶ 創造力や文化、歴史、産業を育む

本市発展の礎を築いた先人から引き継いだ作品の展示を通じて、市域の文化や歴史、産業を学び再発見させる美術館とします。

また、子どもたちが本物のアートに触れ、挑戦する精神や創造性を育む美術館とします。

▶ 全く新しい文化芸術の創造・発信拠点

ジャンルにこだわらない展示を通じて感性を刺激し、未来を担う人材を育むなど、アートの力でこのまちの更なる発展に寄与する美術館とします。

(2) ミッション

コンセプトを達成するため、大きく3つのミッションを掲げて、目標の達成に向けて努力します。

① 継承

市内の収集家が所蔵する貴重な美術作品や本市ゆかりの作品などを適切な管理のもとに収集、保存するとともに、それらの作品と本市の文化、歴史、産業との関係を調査研究し、展示することにより、ものづくりの伝統とチャレンジ精神を次世代に継承します。

② 共生

障害の有無、経済状況、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々を受け入れ、インクルーシブアートなどを活かし、誰もが気軽にアートに触れられるアクセシビリティに優れた施設運営に努め、共生社会の実現に向けて取り組みます。

③ 育成

「観る」「学ぶ」「集い交流する」体験で本物に触れることをきっかけに、アートの視点を通して、豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力といった様々な力を培い、どのような事にもチャレンジし、多方面で力を発揮する未来を担う人材を育成します。

5 「川口市立美術館開館記念特別展」の実施概要

(1) 目的

美術館の設置目的（市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって豊かな文化生活の形成に寄与する）及びコンセプト・ミッションの達成に資するよう、他市には無い川口市の強みを市内外にPRするとともに、多くの人が美術への興味・関心を持つきっかけとするため「川口市立美術館開館記念特別展」（以下「特別展」という。）を開催するもの。

(2) 会期（予定）

特別展の会期は、原則として令和9年1月4日（月）から令和9年1月31日（日）までの間に開始し、休館日を除く40日間以上とする。

(3) 会場

美術館の展示室1及び展示ホールの両方、又はいずれか片方（美術館内のアトリウムなど他の施設も併せて活用する提案も可とする）

※会場使用料は無料とする

(4) 会場規模

展示室1 430㎡

展示ホール 310㎡

※詳細は別紙「資料編」を参照

(5) 特別展における想定来場者数

会期合計 延べ2万人

6 業務内容

特別展の実施に必要な次の業務を行うこととする。

(1) 特別展に係る全体運営・管理業務

特別展の実施に向けた各業務について、業務完了までの特別展全体の進行スケジュール及び計画書を作成し、運営管理を行うこと。また、スケジュールは契約後速やかに発注者に提出し、スケジュールに従って特別展の準備を進めるとともに、随時、発注者に進捗状況を報告すること。

(2) 企画・設計業務

発注者と十分に協議のうえ、特別展の目的を考慮し、コンセプトに沿った川口の強みとアートを掛け合わせた企画を立案し、展示会場の展示構成、展示会場に係る設計、展示品に係る総合演出等を実施すること。また、通常の展示に加え、オープニングイベント、トークイベント等の関連イベントを企画し実施すること。

(3) 作家等との連絡調整業務

作家、所有者、共催者及びその他関係者並びに発注者との連絡調整を円滑に行うこと。

(4) 各種申請手続業務

保険の加入、著作権に係る申請等、特別展の実施に当たって必要となる手続きを行うこと。なお、手続きに係る費用は、受注者の負担とする。

(5) オリジナルグッズ・図録等の製作

美術館の発信性を高めるため、オリジナルグッズや図録等を製作すること。また、製作物は美術館ミュージアムショップにて販売するため、想定来場者数から必要数を算出し、発注者が指定する日時、場所へ納品するものとする。

(6) キャプション・サイン等の制作、設置業務

作品のキャプション及び特別展に係るサイン、看板等の作成、設置を行うこと。また、各サイン等については、転倒防止のウエイトを備えるなど安全面に配慮すること。

(7) 必要備品等の調達、会場設営撤去業務

特別展に使用する作品、機材、備品、造作物、物品等を調達し、会場への搬入出、設営及び撤去を行うこと。また、搬入出、設営及び撤去に関しては、事前に発注者等と協議の上、適切なスケジュールを設定すること。

(8) 会場運営業務

特別展会期の運営に必要なスタッフの手配を行うとともに、必要な研修を実施すること。スタッフについては、統括責任者を配置するほか、受付、展示品の盗難・破損・転倒防止、来場者の誘導及び禁止行為の防止監視等、適正かつ適切な人員を配置すること。

また、会場整理及び来館者等の安全管理に努め、適切な措置を講じること。また、事故又は苦情は、その発生を未然に防止する対策はもとより、トラブルに至った場合は受注者が責任をもって迅速かつ適切な対応でその解消にあたりるとともに、随時発注者へ報告すること。

(9) 観覧料徴収業務

受注者はつり銭を用意し、特別展を観覧しようとする者から観覧料を徴収し、観覧券を交付すること。ただし、小学校就学前の者は、無料とする。なお、電子による観覧券の交付やオンラインによる事前販売の提案も可とするが、オンラインの操作が困難な者等に配慮した対策を講ずること。

観覧料は、1回の観覧につき2,500円を超えない範囲内において、発注者と受注者とが協議し最終的に決定する。また、受注者は、観覧料を徴収した当該月の翌月末までに、徴収した額を発注者へ納めること。

(10) 広報業務

市内外からの来場者を想定し、SNS、チラシ、ポスター、リーフレット等を活用した効果的な広報活動を行うこと。また、美術館の公式SNS等を活用した積極的な広報活動を行えるよう支援（データ提供等）をすること。

なお、以下に示す告知物は最低限作成し、発注者が指定する日時、場所へ納品すること。

- ・ポスター B3版・フルカラー コート紙135kg相当 1,500枚（うち掲示承認印あり1,000部）

(11) アンケートの実施・集計業務

来場者に対してアンケートを実施し、来場者のニーズを適時に把握するとともに、優良かつ適切なサービスを提供し、サービスの向上に繋げるよう取り組むこと。

また、アンケートをデータにて集計し、集計結果を業務終了時に発注者に報告すること。

(12) 報告書等の作成業務

会期中は、日付、天気、主な催物、有料入場者数及び無料入場者数等の内訳、観覧料の徴収額、その他必要な事項等を記載した日報を作成し、月次集計した月報を当該月の翌月10日までに提出すること。

また、特別展の会期後は、特別展の開催概要、入場者数、出品作品、広報物、図録等の納品数等を記録した報告書を作成し、発注者が定める日までに発注者へ提出すること。

(13) その他

その他特別展に付随する業務を実施すること。

7 その他

- (1) 本事業において受注者及び業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）や労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）をはじめとする関係法令を遵守すること。
- (2) 本市の定める川口市情報セキュリティポリシー（川口市情報セキュリティ基本方針、川口市情報セキュリティ対策基準）を遵守すること。また、受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 機器の障害等は十分に想定されるため、作動不具合等、日常におけるシステム稼働状況を観察し、トラブルに発展しないよう事前の対策及び緊急時の対策を講じること。
- (4) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことがないように、発注者と連携しながら対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (5) 受注者及び従事者の故意又は過失により、市民又は発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- (6) 受注者は、本仕様書に定める業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず第三者に再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者が定める様式により発注者に申し出て、発注者の承諾を得なければならない（再委託先からの委託は認めない）。
- (7) この仕様書に定めのない事項、または本件業務委託にあたって疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ定める。